平成２８年（フ）第１２６０号
大阪府寝屋川市春日町28番２号（103号）
債務者　㟢原不二男
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６１号
大阪府寝屋川市春日町28番２号（103号）
債務者　㟢原伊津代
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０６号
大阪府八尾市山本町南６丁目４番10号
債務者　川崎　勝司
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５６号
大阪市平野区西脇２丁目５番１―801号
債務者　常岡　智代
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６２号
大阪府寝屋川市豊野町25番１―305号
債務者　中川　隆之
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７３号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目２番25号メゾンドールコトブキⅡ213号
債務者　岩田　　勝
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７９号
大阪市西成区北津守３丁目９番２―408号
債務者　中西　未純
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０７号
大阪府守口市豊秀町１丁目３番４号(602号)、住民票上の住所大阪府松原市三宅中７丁目５番242号
債務者　山川　勝己（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４２号
大阪府大東市朋来１丁目40番304号
債務者　目黒　利秋
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６９号
大阪市淀川区塚本４丁目６番５号　第８坂田ビル　205号
債務者　荒木　晴美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８６号
大阪市大正区南恩加島６丁目４番15号
債務者　谷口　尚美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０１号
大阪市都島区都島南通１丁目２番３号奥村マンション４Ｂ号
債務者　矢野　雅人
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０２号
大阪市平野区瓜破１丁目10番24―205号
債務者　四ツ目成美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０４号
大阪市生野区中川西１丁目19番10号谷川マンション３Ｃ
債務者　河野　千秋
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０７号
大阪市淀川区西宮原１丁目３番２―504号
債務者　平山龍彦こと　李　　龍彦
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１３号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番15―202号
債務者　内海　　勤
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６号
岡山県倉敷市福田町浦田1784番地
債務者　小野　英明
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
岡山県倉敷市福田町浦田1784番地
債務者　小野　和江
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係